

令和7年5月19日  
港区総務部契約管財課契約係

港区発注契約受注者の皆様へ

### 港区発注契約における熱中症予防対策のお願い

受注者の皆様におかれましては、日頃より港区の事業執行に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。

近年の気候変動に伴う気温上昇により、夏季の熱中症による労働災害は例年多く発生しておりますが、今夏は平年より気温が高く猛暑となると見込まれております。このような状況下での、屋外作業や空調設備のない屋内での作業においては、熱中症の発症リスクが高まります。

港区が発注する契約に従事する皆様の健康・安全を確保するためには、個々の現場の実態に合わせた熱中症予防対策の徹底が必要となります。

また、令和7年6月1日から施行される改正労働安全衛生規則では、職場における熱中症対策の強化が求められており、厚生労働省や東京都からも熱中症予防対策をお願いしているところです。

皆様におかれましては、例年、従事者の熱中症予防対策について万全を期していただいておりますが、今後の猛暑に備え、下記資料等を参考に、改めて熱中症予防対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

(資料)

- ・『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』（厚生労働省） 【別添1】
- ・『WBGT値を把握して熱中症を予防しましょう！』（厚生労働省） 【別添2】
- ・『労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要』（厚生労働省） 【別添3】
- ・『職場の「熱中症」を防ごう！』（東京労働局） 【別添4】